

日本中国語学会会則

第1章 総則

第1条[名称]

本会は日本中国語学会(The Chinese Linguistic Society of Japan)と名づける。

第2条[目的]

本会は、中国語学及び関連諸領域の研究を通じ、言語の科学的研究と中国語教育に貢献することを目的とする。

第3条[事業]

本会は上記の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 全国大会及び会員総会の開催
2. 研究例会及びその他の会合
3. 学会誌、ニューズレター等刊行物の発行及びホームページの運営・管理
4. 内外関係諸機関との連絡・提携
5. その他必要な事業

第2章 会員

第4条[会員]

1. 本会の会員は通常会員、海外会員、名誉会員及び賛助会員からなり、所定の会費を納めたものとする。
2. 通常会員、海外会員は本会の趣旨に賛同し、斯学を攻究する個人または研究教育機関とする。
3. 名誉会員は多年本会の会員で本会に功労があったものとする。名誉会員は会費を免除される。
4. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、本会を賛助するものとする。
5. 各種会員に関する規定は内規に定める。

第5条[会費]

本会の経費は会費及び寄付金を以ってこれにあてる。会費の額及び納入に関する規定は内規に定める。

第6条[会員の権利]

会員は第3条に定める全国大会、研究例会及び学会誌において、研究を発表することができる。また各種事業に関する情報の提供と学会誌の配布を受ける。

第3章 役員

第7条[役員]

本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 会長 1名 | 2. 副会長 1名 |
| 3. 理事 6名 | 4. 評議員 約30名 |
| 5. 専門委員 若干名 | 6. 顧問 若干名 |
| 7. 会計監査 2名 | 8. 幹事 若干名 |

第8条[役員の職務]

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不慮の事態により、その職務を継続できなくなった場合は、その職務を代行する。
3. 理事は会長、副会長とともに理事会を構成し、会務を執行する。
4. 評議員は評議会に出席し、会務に助言を与える。また各支部を代表し、研究例会等事業を推進する。
5. 専門委員は内規に定める各種委員会の業務を執行する。また評議会に出席し、委員会業務について報告する。
6. 顧問は会長の諮問に応ずる。
7. 会計監査は経理を監査する。
8. 幹事は日常の会務を処理する。

第9条[役員の任期]

1. 役員の任期は2年とし、重任することができる。ただし、会長、副会長の重任は認めない。
2. 顧問を除く役員の年齢は就任時において満68歳を超えてはならない。

第10条[役員の選出]

1. 会長及び理事は会員総会において選出する。選出の方法は内規に定める。
2. 副会長は理事の中の1名を会長が委嘱する。
3. 評議員は支部または理事会の推薦にもとづき会長が委嘱する。

4. 専門委員は会員の中から会長が委嘱する。
5. 顧問に関する規定は内規に定める。
6. 会計監査は理事会の提案を経て会長が委嘱する。
7. 幹事は会員の中から会長が委嘱する。

第4章 会議

第11条[会議の種類]

本会の会議は、会員総会、理事会、評議会、各種委員会の4種とする。

第12条[会員総会]

会長は年に1回会員総会を招集する。会長が必要と認めた場合は、臨時会員総会を招集する。

第13条[評議会]

評議会は、理事、評議員及び専門委員によって構成する。会長は年に1回評議会を招集する。会長が必要と認めた場合は、臨時評議会を招集する。また評議会の議決あるいは評議員7名以上の要請があった場合は、臨時評議会を招集しなければならない。評議会は、会員総会への起案を掌る。

第14条[理事会]

会長は適宜理事会を招集する。会長は理事会構成員の3名以上の要請があった場合は、臨時理事会を招集しなければならない。理事会は、評議会への起案を掌る。

第15条[委員会]

各種委員会の委員長は適宜委員会を招集する。また会長の要請があった場合は委員会を召集しなければならない。

第5章 委員会及び支部

第16条[委員会]

必要に応じて、各種委員会を設置することができる。委員会の設置と運用については内規に定める。

第17条[支部]

各地区に支部を置く。支部の設置については、内規に定める。

第6章 会計

第18条[会計年度]

本会の会計年度は毎年4月に始まり翌年3月に終わる。

第19条[予算、決算]

会長は予算案を作成し、理事会の承認を得たのち、評議会及び会員総会に報告し、承認を得る。また収支決算書を作成し、会計監査の監査を経て、理事会の承認を得たのち、評議会及び会員総会に報告し、承認を得る。

第7章 会則及び内規の変更

第20条[会則の変更]

本会則の変更は、評議会での議決を経て、会員総会で決定する。評議会及び会員総会での議決には出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

第21条[内規の変更]

内規の変更は、評議会での議決により決定し、会員総会で報告する。評議会での議決には出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

[付則]

1. 本会の事務局は、当面の間、会長の所属機関またはその所在地に設置する。
2. 会則、内規の変更は、会員総会、評議会での決定後、次年度の4月1日より施行される。

1952. 11. 制定(中国語学研究会)

1953. 11. 一部改正

1955. 10. 一部改正

1956. 10. 一部改正

1961. 10. 一部改正

1972. 10. 一部改正

1976. 11. 一部改正

1977. 11. 一部改正

1978. 11. 会名変更(中国語学会)に伴う一部改正

1980. 11. 一部改正

1982. 11. 一部改正

1989. 10. 会名変更(日本中国語学会)に伴う一部改正、内規制定

1994. 10. 一部改正

1997. 10. 一部改正

1998. 10. 一部改正

1999. 10. 一部改正

2003. 10. 一部改正

2005. 10. 改定